



帯行政第46号  
平成25年9月30日

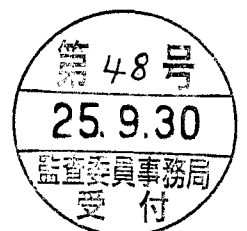
帯広市監査委員 西田 譲 様  
同 秋田 勝利 様  
同 石井 啓裕 様

帯広市長 米沢 則孝  
(総務部行政推進室担当)



監査の結果に対する措置の通知について

平成25年3月28日付帯監査第80号で報告のあった平成24年度行政監査に基づき、  
または当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第  
199条第12項の規定により通知いたします。



措置状況報告書（行政監査）

監査指摘	措置状況
<p>庁外団体は、長年に渡り行政と一体となって活動しており、その活動は市民福祉の向上に大きな役割を果たしてきていますが、一部の団体において市が交付する負担金や補助金の額を超える積立金が見られることから、今後、繰越金等のあり方について検討する必要があります。</p> <p>また、団体が利用する預金通帳とその登録印を、事務局長以外の職員が管理している例が見られ、相互牽制作用を働かすため直ちに管理体制を是正されまるとともに、要綱の規定についても検討されますよう望みます。</p> <p>さらに、市補助金の交付にあたっては公益性及び有効性についての検証はもとより、補助事業がもたらす効果などを具体的に明示することが必要と考えます。</p> <p>近年、行政に対する市民ニーズは多様化、高度化してきており、庁外団体も時代の変化に迅速に対応することが求められていることから、団体のあり方について不断の見直しに努められ、市民と行政が連携した協働のまちづくりの推進に、より一層寄与されますことを期待いたします。</p>	<p>負担金や補助金の額を超える積立を行っている団体については、繰越金等のあり方について検討してまいります。</p> <p>また、「庁外団体の会計事務処理要綱」では、通帳印は原則職印とし、その職印の管理は事務局長が管守することとしており、事故の未然防止のため、事務局長による管理を徹底してまいります。</p> <p>さらに、市民に対して説明責任を果たせるよう、補助事業による効果をより具体的に示すとともに、資金収支計画書を審査の上、適切な時期に補助金を交付してまいります。</p> <p>庁外団体への事務的関与については、第2次行革の補助金・負担金見直しによる事務事業評価において一定の整理を行いました。その後も、行政と団体の役割分担を明確にし、団体の自立を促すなど随時見直しを実施してきており、今後も時代の変化や個々の団体の状況を踏まえ、適宜見直しを行ってまいります。</p>